

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う 大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により震度5強を観測した市町村では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられるため、青森地方気象台は、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、青森県と青森地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、土砂災害警戒情報の暫定基準を平成23年12月8日をもって廃止するのに伴い、大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

- 1 暫定基準廃止日時
平成23年12月8日13時
- 2 暫定基準廃止市町村
【通常基準の8割で運用している市町村】
八戸市、東北町、おいらせ町、五戸町、階上町、東通村

これにより、青森県内すべての市町村について通常基準での運用となります。